

借主ID	1200007421
------	------------

住所 : 東京都調布市布田2-7-1セザール調布202
 会員 : 株式会社 コノジャーブレード
 代表 : 加藤 隆之 様

貸主	登録番号 東京都知事(2)第31538号
	アクリーティブ・メディカルサービス株式会社
	東京都中央区新川1丁目28番44号

従前の貸付契約※	2018年11月22日	金銭消費貸借契約
従前の貸付契約に係る返済充当額		2,529,476 円
(元本)		2,529,476 円
(利息)		0 円
(遅延損害金)		0 円

貸付金額	3,546,186 円
(前払利息)	36,141 円
(振込手数料)	216 円
実振込額	980,353 円

返済期間	1ヶ月
返済期日	2019年1月25日
各回の返済額	借入金額
返済回数	1回
貸付利率(年率)	12.000%
将来支払う金額	3,582,327 円
利息の計算方法	貸付元金×借入利率(年率)÷365(閏年は366)×日数(円未満切捨)
返済の方式	期日一括弁済(但し、利息は借入金振込時払)
元金金の返済方法および支払場所	元金は、貸主所定の下記銀行口座に振り込んでお支払い頂きます。なお、利息は借入金から差し引くことでお支払いいただきます。また、別途指示が有る場合には、それにお従いいただきます。 銀行口座: みずほ銀行/新橋支店/普通/2947275/アクリーティブ・メディカルサービス株式会社
賠償額の予定	期限後又は期限の利益を失ったときは、その翌日以降完済に至るまで年率14.00%の遅延損害金(年365日(閏年は366日)の日割計算)
期限前弁済	弁済希望日の15営業日前までに貸主に通知することにより行うことができます。但し貸主所定の手数料を支払います。
公正証書作成義務等	本契約の債務不履行の場合、特定公正証書(債務者等が貸付の契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書)を作成することを承諾します。この特定公正証書により、債権者は、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合、訴訟の提起を行わずに債務者等の財産に対する強制執行ができるものとします。
信用情報機関への情報登録	(1)信用情報(本人特定情報、借入内容、返済状況等)は、加盟する株式会社日本信用情報機構等に報告され、登録されます。信用情報の登録期間は、契約継続中及び本債務を完済した日から5年以内、延滞等の情報は発生日から5年以内です。 なお、その他の詳細は、事前申込書<個人情報の取得・保有・利用・提供に関する条項>に同意のうえこれに従います。 (2)借主は、上記事前申込書の同意が本書提出以後も有効であり、翌月の借入の申し込みにかかる審査のために、貸主が借主の信用情報を上記(1)と同様に取り扱うことに同意します。

期限の利益喪失	<p>1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、貸主から通知催告等がなくても貸主に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済します。</p> <p>①本契約に基づく元金金の支払を1回でも怠ったとき。 ②本契約又は本契約に付随する契約に違反したとき。 ③手形交換所の不渡処分につせられたとき。 ④差押、仮差押、仮処分を受け、もしくは競売の申立を受け、または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは特定調停の申立があったとき。 ⑤営業の休・廃止または解散を決議したとき。 ⑥官公庁から営業許可取消、業務停止、その他業務継続不能処分を受けたとき(支店の期限付き業務停止等を含む)。 ⑦住所変更の届出を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって、貸主に借主の住所が不明になったとき。</p> <p>2. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、貸主の請求によって貸主に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済します。</p> <p>①借主が第1項第①号の他に貸主との取引約定に違反したとき。 ②契約日以後借主が公租公課の滞納による差押を受けたとき。 ③借主が貸主との間で締結している本契約以外の契約内容に違反したとき。 ④連帯保証人が前項または本項の各号の一つにでも該当したとき。 ⑤前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。</p>
反社会的勢力の排除	<p>1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。</p> <p>①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること ④反社会的勢力に対して資金等を供与し、または便宜を供与するなどの関与をしていること ⑤役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>2. 借主は、自らがまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。</p> <p>①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貸主の信用を棄損し、または貸主の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準じる行為</p> <p>3. 借主が、次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、貸主は、何ら通知することなく、借主との契約を直ちに解除することができます。その場合、貸主の通知催告がなくても、借主は、一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。</p> <p>①反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当することが認められるとき ②前項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき ③前二項各号の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき</p> <p>4. 前項により、借主に損害が生じた場合、貸主は借主に対して一切の損害賠償責任を負いません。また、貸主に損害が生じた場合、借主は当社に対してその責任を負います。</p>
借主が負担すべき元金及び利息以外の金銭に関する事項	<p>①契約書に貼付する収入印紙代 ②弁済に要する振込手数料 ③本契約およびこれに付随する契約締結に要する一切の費用</p>

借主用

借主ID	1200007421
連帯保証人ID	1200007422

借主
住所：東京都調布市布田2-7-1セザール調布202
会員：株式会社 コノジャーブレード
代表：加藤 隆之

印

貸主	登録番号	東京都知事(2)第31538号
	アクリーティブ・メディカルサービス株式会社	
	東京都中央区新川1丁目28番44号	
貸付に関し貸主が受け取る書面		

借主(本会員)は以下の本契約各条項及び貸付要綱を承認し金銭の借入を申し込みます。

第1条(差引計算)

1. 借主が期限の到来、期限の利益の喪失、買戻債務の発生、求償債務の発生その他の事由によって、貸主に対する債務を履行しなければならぬ場合、貸主はその債務と借主が貸主に対して有する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。
2. 前項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、割引料、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとして、利率、料率は貸主の定めによるものとします。

第2条(充当の指定)

弁済または第5条による差引計算の場合、借主の債務全額を消滅させるに足りないときは、貸主が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては借主は異議を述べません。

第3条(報告および調査)

1. 借主は、試算表、資金繰り表及び貸借対照表等の借主の営業状況を示す資料(月次で提出可能なものは毎月提出する。)を貸主の指定する日までに貸主に提出します。それ以外にも財産、経営、業況について貸主から請求があったときは、借主は直ちに貸主に報告し、または調査に必要な便益を提供します。
2. 貸主は、借主の財務状況につき、いつでも借主の現場に立ち入り、直接実地監査を実施することが出来るものとします。この場合、借主は一切の異議を申し立てることなく協力します。
3. 借主は、財産、経営、業況について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、貸主から請求がなくても直ちに貸主に対して報告します。

第4条(届け出事項の変更)

1. 借主の印章、名称、商号、代表者、住所その他届け出事項に変更があったときは、借主は直ちに書面によって貸主に対して届け出をします。
2. 前項の届け出を怠ったため、貸主から借主に対してなされた通知または送付された書類が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとします。

第5条(危険負担、免責条項等)

1. 借主または物上保証人が貸主に差し入れた証書が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、貸主の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。なお、貸主から請求があれば直ちに代り証書を差し入れます。この場合に生じた損害については貸主になんらの請求をしません。
2. 借主または物上保証人の差し入れた担保について前項のやむを得ない事情によって損害が生じた場合にも、貸主になんらの請求をしません。
3. 証書の印影を、借主の届け出た印鑑に、相当の注意を持って照合し、相違ないと認めて取引したときは、証書、印章について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害は借主の負担とし、手形または証書の記載文言にしたがって責任を負います。
4. 借主に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分に要した費用、および借主の権利を保全するため貸主の協力を依頼した場合に要した費用は、借主が負担します。

第6条(担保)

1. 借主は、債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、請求によって、直ちに貸主の承認する担保もしくは増担保を差し入れ、または連帯保証人をたて、もしくはこれを追加します。
2. 担保は、かならずしも法定の手続きによらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により貸主において取立または処分をうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合には借主は直ちに弁済します。
3. 貸主に対する債務を履行しなかった場合には、貸主の占有している借主または物上保証人の動産、手形その他の有価証券は、貸主において取立または処分することができるものとし、借主及び物上保証人は、この場合もすべて前項に準じて取り扱うことに同意します。

第7条(反社会的勢力の排除)

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(1)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
(2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
(3)自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(4)反社会的勢力に対して資金等を供与し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
(5)役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 借主は、自らがまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
(1)暴力的な要求行為
(2)法的な責任を超えた不当な要求行為
(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貸主の信用を棄損し、または貸主の業務を妨害する行為
(5)その他前各号に準じる行為

3. 借主が、次の各号のいずれかにあたる事由が生じたとき、貸主は、何ら通知することなく、借主との契約を直ちに解除することができます。その場合、貸主の通知催告がなくても、借主は、一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額をただちに支払います。
(1)反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当することが認められるとき
(2)前項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
(3)前二項各号の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき

4. 前項により、借主に損害が生じた場合、貸主は借主に対して一切の損害賠償責任を負いません。また、貸主に損害が生じた場合、借主は当社に対してその責任を負います。

第8条(担保保存義務の免除)

1. 借主は、貸主の都合によって担保または保証の全部もしくは一部を変更または解除されても異議ありません。
2. 借主は、担保物件の処分等により貸主から取得した一切の権利について、貸主の書面による承認を受けた場合を除き行使せず、また貸主の請求がある場合には、その権利または順位を貸主に無償で譲渡します。

第9条(適用)

本契約に定めのない事項は、別途貸主との間で締結する早期支払サービスにかかる利用契約によるものとし、重複する規定については、本契約の規定が優先して適用されることを確認します。

第10条(訴訟管轄)

本契約に関する訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上

■貸付要綱

従前の貸付契約	2018年11月22日	金銭消費貸借契約
内訳	(元本)	2,529,476 円
	(利息)	0 円
	(遅延損害金)	0 円
総額	2,529,476 円	

貸付金額	3,546,186 円	
内訳	(前払利息)	36,141 円
	(振込手数料)	216 円
	(従前の貸付契約に係る返済充当額)	2,529,476 円
実振込額	980,353 円	

契約年月日	2018年12月25日
返済期間	1ヶ月
返済期日	2019年1月25日
各回の返済額	借入金額
返済回数	1回
貸付利率(年率)	12.00%
利息の計算方法	貸付元金×借入利率(年率)／365(閏年は366)×日数(円未満切捨)
将来支払う金額	3,582,327 円
返済の方式	期日一括弁済(但し、利息は借入金振込時払)
元利金の返済方法および支払場所	元金は、貸主所定の下記銀行口座に振り込んでお支払い頂きます。なお、利息は借入金から差し引くことでお支払いいただきます。また、別途指示が有る場合には、それにお従いいただきます。 銀行口座：みずほ銀行/新橋支店/普通/2947275/アクリーティブ・メディカルサービス株式会社
賠償額の予定	期限後又は期限の利益を失ったときは、その翌日以降完済に至るまで年率14.00%の遅延損害金(年365日(閏年は366日)の日割計算)
期限前弁済	弁済希望日の15営業日前までに貸主に通知することにより行うことができます。但し貸主所定の手数料を支払います。
期限の利益喪失	1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、貸主から通知催告等がなくても貸主に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済します。 ①本契約に基づく元利金の支払を1回でも怠ったとき。 ②本契約又は本契約に付随する契約に違反したとき。 ③手形交換所の不渡処分につせられたとき。 ④差押、仮差押、仮処分を受け、もしくは競売の申立を受け、または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくは特定調停の申立があったとき。 ⑤営業の休・廃止または解散を決議したとき。 ⑥官公庁から営業許可取消、業務停止、その他業務継続不能処分を受けたとき(支店の期限付き業務停止等を含む)。 ⑦住所変更の届出を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって、貸主に借主の住所が不明になったとき。 2. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、貸主の請求によって貸主に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済します。 ①借主が第1項第①号の他に貸主との取引約定に違反したとき。 ②契約日以後借主が公租公課の滞納による差押を受けたとき。 ③借主が貸主との間で締結している本契約以外の契約内容に違反したとき。 ④連帯保証人が前項または本項の各号の一つにでも該当したとき。 ⑤前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
公正証書作成義務等	本契約の債務不履行の場合、特定公正証書(債務者等が貸付の契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書)を作成することを承諾します。この特定公正証書により、債権者は、特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合、訴訟の提起を行わずに債務者等の財産に対する強制執行ができるものとします。
信用情報機関への情報登録等	(1)信用情報(本人特定情報、借入内容、返済状況等)は、加盟する株式会社日本信用情報機構等に報告され、登録されます。信用情報の登録期間は、契約継続中及び本債務を完済した日から5年以内、延滞等の情報は発生日から5年以内です。なお、その他の詳細は、事前申込書<個人情報取得・保有・利用・提供に関する条項>に同意のうえこれに従います。 (2)借主は、上記事前申込書の同意が本書提出以後も有効であり、翌月の借入の申し込みにかかる審査のために、貸主が借主の信用情報を上記(1)と同様に扱うことに同意します。
連帯保証人	有 住所：東京都調布市布田2-7-1セザール調布202 氏名：加藤 隆之
借主が負担すべき元金及び利息以外の金銭に関する事項	①契約書に貼付する収入印紙代 ②弁済に要する振込手数料 ③本契約およびこれに付随する契約締結に要する一切の費用

貸主が手続実施基本契約を締結する指定紛争機関 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター(03-5739-3861)